

司法アクセス・レビュー

司法アクセス推進協会 News Letter

司法アクセス・レビュー 第48号 2026年（令和八年）4月20日

特定非営利活動法人 司法アクセス推進協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 5-3-20 仙石山アネックス 109 熊谷・若江法律事務所内

URL <https://www.shihouaccess.jp/>

第48号

Contents

| | |
|--|-------|
| 旧統一教会に再び解散命令、清算手続きへ —東京高裁 | 2 |
| | |
| 受刑者の選挙権制限は「違憲」—高松地裁 | 4 |
| | |
| 日野町事件、死後再審開始を決定 —最高裁 | 5 |
| | |
| 飯塚事件、死刑執行後の再審を認めず —福岡高裁 | 6 |
| | |
| 交通違反に不正な取り締まり、2,176 件に虚偽記載 —神奈川県警 | 7 |
| | |
| 強制送還の弁護士通知制度を廃止 —出入国管理庁 | 9 |
| | |
| 後見制度利用者の警備業除外は「違憲」、国の賠償責任は否定 —最高裁 | 10 |
| | |
| 再雇用、大幅減給は「不合理」—名古屋高裁差し戻し審 | 11 |
| | |
| 大河原化工機、冤罪で遺族が裁判官の責任問う、 「人質司法」の改善求める | 12 |
| | |
| Focus 法律扶助とデジタル化 —平等への課題 大石 哲夫 | 13 |
| | |
| 編集後記 | 16 |
| | |

旧統一教会に再び解散命令、清算手続きへ — 東京高裁

高額献金強制などで多大な被害を発生させた世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する文部科学省の解散命令請求事件で、東京高裁（三木素子裁判長）は3月4日、解散を命じた昨年3月の東京地裁決定を支持、教団側の即時抗告を棄却し、教団に解散を命じる決定を示しました。

🗨️ 霊感商法や献金強制、政治家とも深い関係続く

東京高裁は決定で、教団による高額献金勧誘などによる財産的、精神的被害は重大で、信者らによる不法行為を実効的に防ぐには宗教法人の解散命令が必要でやむを得ないと判示しました。これにより教団は宗教法人格を失い、財産の清算手続きが始まりました。教団は最高裁に特別抗告しましたが、解散命令の効力は高裁の決定で生じます。決定を受け東京地裁は清算人に伊藤尚弁護士（第一東京弁護士会）を選任しました。伊藤弁護士は4日、東京都渋谷区の教団本部の調査に入りました。最高裁が決定を取り消せば手続きは停止します。

教団は1954年に韓国で故文鮮明氏が創設、日本では64年に宗教法人として認証されました。冷戦下の60年代、教団は、反共を掲げて全国の大学に「原理研究会」を組織。子どもが勧誘活動のために家出したなどの訴えが相次ぎました。その政治組織「国際勝共連合」の発起人には岸信介元首相が名を連ねるなど自民党の主に岸・安倍派との深い関係が今日にいたるまで継続されてきました。最近でも、高市首相が何度も教団からのインタビューに応じるなど親密な関係をもっていたことが報じられています。

80年代には、教団は、困難な事情を抱える人の弱みにつけこみ、つぼや印鑑などを極端な高額で売る霊感商法により被害者や信者をマインドコントロールの状態にして多額の献金を強要する行為を多数行うなどの社会問題を起こし、被害者からの高額献金の返還を求める民事訴訟が各地で起こされました。

このような中、2022年7月、安倍晋三元首相を銃撃、死亡させた山上徹也被告は教団を信仰する母親の多額の献金で困窮を深め、教団に応援メッセージを送っていた元首相に恨みを募らせたといわれています。

永年にわたって被害者への支援を行ってきた全国霊感商法対策弁護士連合会（全国弁連）などの要請により、ようやく政府も動き出し、23年10月、教団の解散命令を請求しました。

東京地裁は25年3月、教団が違法な行為により類例のない膨大な規模の被害を発生させたとして、別件で最高裁が「民事上の不法行為」も法令違反に含まれるとした判断を踏まえ、高額献金に「組織性、悪質性、継続性」が認められるとして宗教法人法の解散命令の要件である「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」にあたるとして解散命令を決定しました。

これに対し、教団側は高裁の審理で、コンプライアンス（法令順守）の徹底を宣言した09年以降は献金被害が減ったほか、昨秋に教団が設けた補償のための第三者委員会が被害者対応を進めており、解散の必要性はないと主張しました。

しかし、三木裁判長は、この宣言後も「子孫の不幸の原因は地獄で苦しむ先祖にあり、先祖を解放して天国に引き上げる必要がある」などとして、信者らに過度な献金を求めることを続け、過度な献金を防ぐ実効的な措置をとっていないと指摘しました。

また、教団は献金収入の予算額を22年度にはコンプラ宣言前を超える560億円とし、実際に信者らは15年～21年度までの間、目標額の8～9割の献金を集めており、「宣言後は勧誘を行いつつ民事訴訟を減らすことで問題を顕在化させないようにしていたと考えられ、実際にも不法行為にあたる勧誘だった可能性が相応に認められる」として、宣言後も、不法行為にあたる献金勧誘を続けていたと認定しました。

その上で、教団が今後、信者らの不法行為を防ぐ対策を自発的にとることは期待しがたいとして、実効性のある手段は解散命令しかない結論づけました。

教団側は、解散命令は信教の自由に反すると主張しましたが、三木裁判長は「解散命令は宗教上の行為を禁止や制限する法的効果をもたない」としました。信者らの「信仰の自由」は憲法で保障されており、信仰や布教などの宗教活動は続けることができます。

高裁決定により、教団の解散命令は確定しました。今後は清算人による清算手続きが開始されます。

清算人は教団の代表者としてすべての財産を管理・処分する権限を持ちます。清算人はまず、教団の財務諸表や帳簿などを調べ、不動産も含めた教団の全ての財産を把握し、献金の被害者に広く呼びかけて申告を促し、被害が認められれば教団の財産から返金することになります。

ただ、宗教法人法には、清算人の調査権限について具体的な規定がなく、財産隠しなどで調査が進まないおそれがあります。文科省は昨年10月、清算の指針を策定しました。これによると清算人が清算人団を構成し、金融機関などに情報提供を求めることができるとしていますが、財産隠しなどを防ぐべく、強制力がある調査協力義務などの立法措置も必要になるとみられます。

高裁決定を受けて、全国霊感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）は4日、「これまで甚大な被害を受け、人生に深刻な影響を受けた被害者や家族が長く待ち望んだもの」と決定を評価する声明を出す一方、「解散命令請求は遅きに失した。霊感商法や違法な献金勧誘行為が社会問題化して30年以上の間、請求がなされなかったことによって多数の被害者を生み続けた」と指摘しました。

全国弁連の結成以前から、40年以上にわたって被害者救済に取り組んできた山口広弁護士は、韓国の教団本部の指示で今後も違法な献金勧誘が続くおそれがあるとして、「監視を怠ることはできない。教団との闘いは続く」と記者会見で語りました。

被害救済に取り組む全国統一教会被害対策弁護団の村越進弁護団長は、「潜在的な被害者は膨大にいます。ぜひ声をあげてほしい」と呼びかけました。

信者の子らによる「宗教2世問題ネットワーク」も声明を発表。決定を「大きな一歩」としつつ、生きづらさを抱える宗教2世の問題は「解決には程遠い」と指摘、高額献金の被害者だけでなく2世の問題も救済されなければならないとし、相談窓口の周知のほか、進学や就職など2世の自立を支援する制度の充実を求めました。

困難な被害救済

献金被害などの救済はどこまで進んだのでしょうか。

日本司法支援センター（法テラス）の「霊感商法等対応ダイヤル」には22年11月～26年1月までの間、教団関連の金銭トラブルの相談が1,298件寄せられました。教団への支出額は「1千万円超」が337件、時期は「20年超前」が521件でした。

全国統一教会被害対策弁護団によると、昨年10月から今年2月にかけて、195人に計約39億6,400万円を払う合意が成立しています。

教団は22年に相談窓口を設け、25年9月までに965件について解決金約69億4千万円を支払ったとしています。

全国弁連の井筒大介弁護士は、程度の差はあれ、信者らは「先祖の因縁」などの恐怖を植え付けられて献金をしていると指摘し、信仰心を示すためとして支払った献金を「被害」と自覚して申告するには時間がかかると想定されるので、裁判所や清算人は申告を長期間受け付けるなど柔軟な対応をしてほしいと要望しています。

多数の被害者を幅広く把握し、被害の状況を確認して弁済を進めるのは、時間のかかる作業になると予測されます。献金したお金を返すだけでなく、高額献金による精神的苦痛への慰謝料などをどのように認めるかも課題といえます。

なお、新聞報道によれば、教団は解散後の宗教活動の受け皿として新団体を設立し、教団の会長だった堀正一氏がトップに就任することを近く公表すると伝えられています。新団体は同じ教義で宗教活動を続けるとし、献金も受け付けるとしています。

被害告発から解散命令決定まで、全国弁連などの活動と徹底的に敵対していた教団の体質が変化したとは考えられないだけに、今後の被害者救済などにどのような対応をするかに注視が求められています。

（主な参考資料 2026年3月5日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞、同東京新聞、4月3日東京新聞）

受刑者の選挙権制限は「違憲」—高松地裁

受刑者の選挙権を認めない公職選挙法の規定について、高松地裁（田中一隆裁判長）は3月31日、選挙権を保障する憲法15条に反するものとし、詐欺罪で実刑判決を受けて仮釈放された男性が求めている選挙人名簿への登録を認めました。

公選法の制限は憲法15条に違反

憲法15条3項は公務員の選挙について成年者による普通選挙を規定し、平等な選挙権を保障しています。最高裁大法廷は2005年の判決で、選挙権を制限できるのは選挙の公正を期待できなくなるなどの例外的な場合に限り得られるとして、海外に住む人の選挙権制限を違憲とし、その後東京地裁は成年後見制度の利用者への制限も違憲として、これらについてはいずれも選挙権を認める法改正がなされています。受刑者については公選法11条が「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者」は選挙権がないと規定し、法務省によると、仮釈放の受刑者も対象に含まれるとされます。大阪高裁は2013年、最高裁判決を踏まえ、制限には「やむを得ない事由」が必要だが、それが認められないので公選法11条は憲法15条などに違反するとしていました。他方広島高裁は17年にこれを合憲とする判断をしています。

高松地裁も最高裁の判例に沿って検討し、選挙違反など、「選挙の公正」に関する犯罪をした人は選挙権の制限が必要と認められるが、受刑者の大半は選挙と関係しない犯罪で服役しており、「選挙権を制限しても反省を促すことにはならない可能性が高く、再犯防止につながる根拠は乏しい」と指摘しました。刑確定前で拘留中の被告には選挙権が認められる点も挙げ、受刑者の投票に関する刑事施設側の事務作業も可能としました。その上で「選挙権の行使を認めたとしても、具体的な弊害が生じるとは言えず、選挙権を制限するやむを得ない理由は認められない」と結論づけました。被告の高松市側は、「受刑者は法秩序を著しく害したため、公正な選挙権の行使を期待できない」などと主張しましたが、判決はこれを「抽象的な印象論の域を超えず具体的な根拠はない」と

し、選挙権の制限は最小限にとどめ、できる限り国政への参加の機会を保障すべきとしました。その上で、受刑者に選挙権を認めないとする公選法11条の制限は、選挙権を保障した憲法15条や、選挙人の資格を差別してはならないなどとする憲法44条などに違反しているとしていました。

高松地裁は今回の判決で選挙権を「議会制民主主義の根幹」、「国政の正当性の究極の源泉」だと強調し、受刑者への制限にやむを得ない理由はないとしました。

最高裁は大法廷で憲法判断へ

今回の高松地裁訴訟の八木橋健太郎原告は、これとは別に、19年に詐欺罪で懲役7年の実刑判決が確定し、21年の衆院選と最高裁裁判官の国民審査、22年の参院で投票できなかったとして投票できる地位の確認を求めて提訴。一審の東京地裁は、実刑判決を受けた受刑者は「秩序を乱した程度が大きい」と指摘し、刑の執行が終わるまで投票を認めないことは合理性があり、過剰な制限でもなく、「合憲」とし、東京高裁もこれを支持していましたが、上告を受けた最高裁第一小法廷（安浪亮介裁判長）は本年1月、裁判官15人全員で審理する大法廷（裁判長は今崎幸彦長官）で結論を出す決めました。最高裁の判断は年内にも示される可能性があるとみられます。今回の高松地裁判決は最高裁の審理にも影響する可能性があり、原告代理人の吉田京子弁護士は、「根本的な争点は共通しており、高松地裁の判決を受けて社会が関心を向けるはずだ。最高裁としては『機は熟しているから、きちんと憲法判断を示すべきだ』という動機付けになるはずで、良い影響があるだろう」としています。

法務省の犯罪白書によると、24年末現在で、受刑者は全国の刑事施設に約3万700人いますが、受刑者の選挙権制限の妥当性は今後さらに厳しく検証されることになるでしょう。

（主な参考資料 2026年4月1日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞）

日野町事件、死後再審開始を決定 — 最高裁

滋 賀県日野町で1984年、酒店経営の女性（当時69歳）が殺害され、金庫が奪われたいわゆる「日野町事件」で、強盗殺人容疑で起訴され、無期懲役刑が確定して、服役中に死亡した阪原弘さん（当時75歳）の遺族が申し立てた第二次再審請求審で、最高裁第2小法廷（岡村和美裁判長）は2月24日付の決定で、再審開始決定を認めた大津地裁、大阪高裁の決定を支持し、検察側の特別抗告を棄却しました。

元被告の死去後に裁判をやり直す「死後再審」が認められるのは、殺人事件で戦後2例目です。

🗨️ 捜査段階での自白の信用性を否定

確定判決によると、女性は84年12月に行方不明になり、翌85年に遺体と店にあった金庫が町内で発見されました。事件から3年以上経った88年3月、酒店の常連客であった坂原さんは県警に逮捕され、強盗殺人罪で起訴されました。阪原さんは、捜査段階で犯行を自白しましたが、公判では、警察官の暴行や暴言を受けたため自白したとし、犯行を否認、無罪を主張しました。本件では関与を示す直接的証拠はありませんでした。

一審・大津地裁と二審・大阪高裁は、自白は信用できないとしたものの、坂原さんが遺体や金庫の発見現場に警察官を案内した「引き当て捜査」などを重視し、有罪と判断、2000年に最高裁で無期懲役が確定しました。

坂原さんは、01年に大津地裁に再審請求をしましたが、06年に請求棄却。大阪高裁に即時抗告しましたが、11年に病死し、即時抗告審は終了となりました。

12年に始まった遺族による第二次再審請求審では、弁護側の請求を受け、裁判官の勧告で検察側が開示した連続写真のネガフィルムの解析などによって、大津地裁は18年7月、警察官が意図的に断片情報を伝えるなどした結果、阪原さんが「引き当て捜査時」に現場に案内できた可能性があるとし、事件当日のアリバイについても新たに提出された知人の証言を踏まえ、捜査段階での自白は信用できないと判断、再審開始を決定しました。

これに対し、大津地検が不服申し立てをしましたが、大阪高裁も23年2月、遺体発見現場への案内に

ついて警察官の誘導の可能性があると認め、再審開始の結論を支持しました。これに対して大阪高検が最高裁に特別抗告をしていました。

最高裁第二小法廷は、特別抗告ができる理由にあたる憲法違反などが無いと指摘し、「再審開始を認めた大津地裁決定の結論を正当とした大阪高裁の判断に誤りはない」とし、特別抗告を棄却しました。死刑や無期懲役が確定した事件での、受刑者の「死後再審開始」が確定するのは初めてで、審理をした裁判官3人の全員一致の意見です。

阪原さんの長男の弘次さんは最高裁の決定の知らせを受けて、涙をぬぐいつつ、「父が逮捕されてから38年。父は無念のうちに亡くなったが、こんなことは二度と起こってはいけない」と話し、捜査機関と裁判所には「憤りを感じます」と述べ、「なぜこうなったのか、検証してほしい」と求めました。

今後は、大津地裁で開かれる再審公判で、検察側が有罪主張を続けるかが焦点になります。

重大事件の再審公判で有罪となった例はないとみられ、無罪が言い渡される見通しです。弘次さんは、「家族そろって父の墓前に再審無罪を伝えたい。検察は速やかに無罪を確定させてほしい」と求めています。

🗨️ 法務省、法制審答申に基づき再審法改正案の国会上程を準備

この日野事件の決定に先立ち、法務省の法制審議会は2月12日、改正案の基となる要綱案を弁護士委員などの反対を押しきって取りまとめました。法務省はこれを基に再審法改正案を4月に国会上程しようとしていましたが、再審開始決定に検察側の不服申し立てを認めることには自民党内からも強い疑問が示されています。

袴田さんや阪原さんなどの冤罪被害者や弁護団が、現行再審制度で特に問題としていたのは証拠開示規定の不備と検察による不服申し立てでした。日野事件のみならず捜査機関が集めた証拠には無罪につながる物証などが含まれる可能性があります。開示ルールがなく、「証拠隠し」とみられる対応が繰り返されてきました。また、検察の不服申し立ては袴田さんなど多くの再審事件の長期化の最大の要因となってきました。

しかし、法制審案では、裁判所の検察への証拠開示

手続きが一応ルール化されたものの、①再審請求に対する事前選別（スクリーニング）制度の導入、②証拠開示の範囲を「請求理由に関連する証拠」から必要性があるものに限定、③証拠開示資料のマスコミなど第三者利用を罰則付きで禁止、④検察官の不服申し立て制度の維持といった、この間の数多くの再審事件の教訓が全く生かされていないものになっています。

一方、法制審とは別に、自民党の柴山晶彦政調会長代理を会長とする超党派の国会議員連盟が作成した再審法改正案は、①事前選別は設けず、②証拠開示の範囲は、関連性なしでも提出命令が可能、③目的外使用の禁止は盛り込まない、④検察官の不服申し立ては禁止するといった内容となっています。

新聞報道によれば、検察幹部は「いま日野町事件

が再審開始となれば、政府法案の与党審査に影響する」と口にしていたとのことです。

法制審案を基にした改正案は、自民党の事前審査においても「検察の不服申し立てを温存するなどいわずらに長引かせた再審問題の教訓が生かされていない」などと批判されています。

一方、法制審の審議にも日弁連委員として加わった鴨志田裕美弁護士は、政府案は「検察庁の、検察庁による、検察庁のための改悪だ」と批判し、議運案の支持に向けた活動を活発化させる意向を明らかにしています。

（主な参考資料 2026年2月13日、2月26日朝日新聞、同東京新聞、同毎日新聞）

飯塚事件、死刑執行後の再審を認めず —福岡高裁

福 岡県飯塚市で1992年2月、女兒2名が殺害されたいわゆる「飯塚事件」で、殺人罪などで死刑が確定し、執行された久間三千年元死刑囚（執行時70歳）の第2次再審請求の即時抗告審で、福岡高裁（溝国禎久裁判長）は2月16日、弁護側が新証拠として提出した被害女兒の目撃証言に関する男女2人の証言に信用性はないとした24年の福岡地裁の決定を支持し、即時抗告を棄却する決定をしました。

この事件は92年2月20日、飯塚市の小学1年生の女兒2名が登校途中に失踪し、翌21日に遺体が発見された事件。久間元死刑囚は事件後2年7か月後に逮捕され、殺人などの罪で起訴されました。元死刑囚は、捜査段階から一貫して事件への関与を全面的に否認しましたが、直接的な証拠や自白のない中で、第一審の福岡地裁は死刑判決を言い渡し、控訴・上告も棄却されて、2006年10月に死刑判決が確定しました。

久間元死刑囚はその後も無実を訴え、再審請求を準備していましたが、死刑判決確定2年後に死刑が執行されました。

久間元死刑囚の遺志を引き継いだ遺族は、09年10月以降、第一次、第二次の再審請求を行っています。

第一次再審請求審では、当時のDNA鑑定が、冤罪が明らかになった足利事件と同じ旧式の鑑定方法で

なされ、再鑑定できる資料も残されていないことが明らかになり、福岡地裁は犯人の血液と元死刑囚のDNA型が一致したとする確定審が採用した鑑定結果は「直ちに有罪認定の根拠とはできない」としたものの、目撃証言など他の状況証拠などから、再審請求を棄却し、最高裁もこれを支持しました。

21年の第二次再審請求では、弁護側が「新証拠」として提出した男女2人の目撃証言の信用性が最大の争点となりました。確定判決が被害女兒の最後の目撃者と認定した女性は、福岡地裁の証人尋問で「見たのは事件当日より前の日だった。警察に押し切られて記憶と異なる供述をした」と証言しました。これに対し、福岡地裁は「捜査機関が無理に女性の記憶に反する調書を作成したと考えられない」とし、変更した女性の証言は信用できないとしました。

これについて、福岡高裁は、女性の証言内容が変遷したのは、女性自身が目撃証言をした現実を抱えきれなくなり、当初のような証言はしていないことにしたいという心理が働いた疑いが濃厚などと分析。新証言を「信用できない」とした福岡地裁の決定を「不合理とはいえない」としました。

また、新たに申し出た別の男性は、「事件当日、元死刑囚が使っていた紺色の車ではなく、女兒2人を乗せた白い車を運転する男を見た」と証言しましたが、福岡地裁は「内容が不自然で信用性に乏しい」

として退けました。

高裁は、これについても「目撃した女兒2人が被害者とする具体的根拠に乏しい」などとして同じく信用性を否定しました。

弁護団共同代表の徳田靖之弁護士は記者会見で「利害関係がない人の良心に基づく証言を顧みていない」と非難し、旧証拠との総合評価もしていないと強く批判するコメントを述べました。

☛ 証拠開示制度の不備、明らかに

目撃証言の信用性が問われた第二次再審請求審において、弁護団は、男女2人が当初警察にどのような話をしたかを明らかにすることで、新証言の信用性を補強しようとした。

しかし、一審・福岡地裁では、裁判所が必要と認めて書証目録（証拠リスト）の開示を検察側に勧告していたにもかかわらず、検察側はこれを「不存在」として拒否し、結局、初期供述の内容が不明のまま、同地裁は24年、2人の証言を「記憶が風化し不確か」などとして退けました。

二審・福岡高裁は、裁判官だけが書証目録や一部の書証を確認する「インカメラ審理」を実施したものの、それらを弁護団などに開示するよう職権発動することはなされませんでした。

再審無罪となった滋賀県の湖東記念病院の再審公判では、裁判所による証拠開示命令により警察が検察に送らなかった証拠により、事件の内容が明らか

になり、無実が判明しました。

徳田弁護士は2月16日、「（警察に保管されている初期証拠が）開示されれば、われわれが主張する証拠がたくさん含まれていると確信している。今日の決定は、証拠開示を制限する現在の再審規定が真実をゆがめていることを端的に示している」と批判しました。

弁護側は、2月24日、この決定に対し最高裁に特別抗告を行いました。

日弁連は3月3日、「特別抗告審で本決定が取り消され、今後必要かつ十分な証拠が開示されることを含め、真に充実した審理が行われるよう注視するとともに、死刑制度の廃止及び再審請求事件における証拠開示の制度化を含む再審法改正等、えん罪を防止・救済するための制度改革の実現を目指す」との会長声明を発表しました。

法務省は、4月上旬にも法制審の要綱をベースにした再審法改正案の国会上程を予定していましたが、この改正案には、検察に対する裁判所の証拠開示命令が盛り込まれたものの、対象を関連証拠に限定し、かえって裁判所の裁量を狭めるものとなっており、幅広い証拠開示と検察官の不服申し立てを禁ずる内容を盛り込んだ超党派の議員連盟案と大きく異なる内容となっています。

（主な参考資料 2026年2月17日朝日新聞、同東京新聞、同毎日新聞、同読売新聞）

交通違反に不正な取り締まり、2,176件に虚偽記載 —神奈川県警

神 奈川県警と警察庁は2月20日、神奈川県警第2交通機動隊の隊員らが不適正な取り締まりを繰り返したとされる問題で調査結果を発表し、関係者24人を処分したとしました。

☛ 反則切符、実況見分調書の虚偽記載

事件の発覚の発端は、2024年8月、「車間距離不保持」で反則切符を切られた運転手から神奈川県警に事実関係について問い合わせがあり、パトカーのドライブレコーダーを調べたところ、不正な取り調べがあることが発覚したことです。これを契機に行われた県警の内部調査において、「速度違反」でも規

則違反があったことが新聞報道を通じて明らかにされました。

新聞報道を受けて県警は2月20日、交通違反取り締まりで反則切符や調書の虚偽記載があったとして、虚偽有印公文書作成・同行使容疑で、県警第2交通機動隊第4小隊（2交機4小隊）所属の40代の男性巡査部長ら7人を書類送検したと発表しました。同隊が2022～24年に行った交通取り締まりで虚偽の疑いのある違反を取り消し、巡査部長を懲戒免職、関与した他の隊員や上司ら8人を停職6か月や減給、監督責任などで交通部長ら9人を口頭厳重注意などの処分をしたとしています。

県警の調査によると巡査部長らが第4小隊で取り締まりを行った2年半の違反約3千件のうち、反則切符の虚偽記載で2,699件、実況見分調書の虚偽記載で52件（重複32件）の不正が判明し、県警はこれを取り消す「是正措置」を行い、20日に通知文を発送したとしています。また、納付済みの反則金3,457万円（見込み額）を対象者に還付するとしています。

是正対象者の住所は38都道府県に上り、県警は各地の警察に免許証再作成や協力を要請するとともに対象者への電話連絡や自宅訪問を進めるとしていますが、免許の停止や取り消しになった人もあり、それらへの補償が今後の大きな課題となっています。

今村剛・県警本部長は記者会見で「対象者に多大なご迷惑をかけるとともに、交通違反取り締まりに対する信頼を大きく損ない深くお詫び申し上げます」と謝罪しました。

交通取り締まりにおいて、「車間距離不保持」や「速度違反」を摘発する際にはパトカーで赤色灯をつけた上、一定の距離を追尾して速度を測らなければなりません。

7人は当時茅ヶ崎市を拠点とする2交機4小隊に所属していましたが、交通取り締まりで、「車間距離不保持」で反則切符を切る際の「追尾測定距離」を実際より長く記載したり、違反の否認に伴う刑事手続きで実況見分調書を作成する際、現場に行かず、過去の取り締まりデータやインターネットの地図などを基に作成するなどの偽装が繰り返行われていました。

これらの違法行為は巡査部長が主導し、小隊内で横行していました。元巡査部長は「1件でも多く取り締まりしたかった」と供述しています。隊員の中には、「嫌で仕方がなかった」と話す隊員もいましたが、上司は黙認したということです。

「ノルマ」が不正生んだ疑い

注目されるのは当時、県警が過去の実績などを踏まえ、警察署ごとに取り締まり件数の「水準」を通知していたことです。これが「ノルマ」と受け止められて摘発件数を増やすことが自己目的化され、不

正を助長していなかったかが疑われます。

かねてより、摘発件数のノルマを果たすため、恣意的に取り締まりが行われているのではないかと噂されてきました。今回の問題は、神奈川県警だけの問題とは片づけられないものです。全国で同様な例がなかったかの検証が求められています。

近年、交通取り締まりにおける警察官の不正が各地で明らかになっています。福岡県警では23年、警部補（当時）が検挙資料を偽装したとして1,600件の行政処分が取り消されています。北海道の元警部補は21年、速度の測定記録を偽装したとして有罪判決を受けています。

警察庁は記者会見で、同庁と各都道府県県警に取り締まりを指導するチームを新設し、研修や書類の作成状況の点検を行うとともに、走行中の捜査車両から違反車両の速度をカメラやセンサーで自動計測できるシステムの開発に取り組むとともに、交通規制が必要になりがちな実況見分の調書に代えて、ドライブレコーダー映像で捜査報告書を作成するなど刑事事件手続きの合理化も視野に入れるとする再発防止策を発表しました。

交通違反取り締まりの公正は、警察への信頼があつてこそ成り立つものです。不正が相次ぐ背景には、軽微な違反の摘発でも数をこなせば人事評価につながるような土壌がないのか、取り締まり件数の「水準」を示すことが無理に「交通違反」を作り出しているようなことはないのかなど、警察への信頼を揺るがした今回の事件の徹底的な検証が必要といえます。

本来、交通取り締まりは悲惨な事故を抑止するため、それにつながる重大な違反の摘発を第一義とするのが筋です。警察は、原点に立ち戻り、信頼回復に向けた対策を一から推し進めることが求められています。

（主な参考資料 2026年2月14日、2月21日、3月18日朝日新聞、2月14日読売新聞、2月21日毎日新聞、2月21日、3月3日東京新聞）

強制送還の弁護士通知制度を廃止 — 出入国管理庁



出入国管理庁は2月1日付で外国人を強制送還する際、外国人の代理人弁護士に送還予定2か月前に通知する「弁護士通知制度」の廃止を決定しました。

認められた在留期間を超えて日本に滞在（不法滞在）したり、刑事裁判で一定の刑罰が確定した外国人を強制的に国外退去させるのが強制送還ですが、対象外国人が処分の取り消しなどを求めて訴訟を起こし、代理人弁護士をつける場合が少なからずあります。

かねてから訴訟を検討している最中に突然退去処分となるケースがあり、送還予定時期が予めわからないと外国人にも保障されている憲法32条の「裁判を受ける権利」が侵害されるとの指摘がありました。

このため入国管理局（当時）と日弁連が協議の上2010年、弁護活動の必要性の判断、準備などに役立つ狙いで、希望する弁護士に対し入管側がおおむね2か月前をめどに送還予定時期を弁護士に通知する強制送還の弁護士通知制度を開始しました。通知を受けた弁護士は本人の意向に応じて送還取り消しを訴えるなど裁判手続きをとる準備に入ります。25年には東京入管だけで50件の通知がなされていました。

入管庁は今回の廃止の理由として、19年以降、事前通知後に7人が入管に出頭せず、行方不明になり、「送還を逃れるために逃亡した可能性がある」など弊害が生じていたとしています。また、強制送還に反対する弁護士が送還予定時期にあわせてSNSで抗議活動呼びかけた例が複数の事案であったとしています。

こうしたことを受けて、入管庁は昨年7月、日弁連に事前通知制度の廃止の方針を伝え、2度にわたって協議がなされましたが折り合えないまま、廃止決定に至ったものです。

これに対し、日弁連は、「24年の改正入管法施行後において、退去強制令書発付後に所在不明になった事案が実際にどの程度発生しているのか、またそれが事前通知制度といかなる関係にあるのかについて、入管庁は統計的・客観的資料を一切公表していない」とし、廃止は「事実にもとづく検証と当事者間の誠実な協議を欠いた一方的なもの」であり、「裁判を受ける権利の保障の観点からも許されるものでない」とする会長談話を発表しています。

入管庁は、弁護士通知制度の代替措置として、「退去強制令書発付後1か月間は送還を猶予する旨を本人に通知する」運用を示していますが、日弁連はこれに対しても「この運用では送還時期が特定されず、猶予期間も極めて短い」と批判し、司法的救済を求めるための準備を1か月以内に行うことは困難としています。

入管行政に詳しい駒井知会弁護士は「決して代替措置になっていない。送還の具体的な時期が分からなくなり、退去強制命令が出てから1か月以内に何が何でも訴えを提起しなければならなくなる。証拠収集も不十分なまま、まともな訴訟準備ができない。裁判を受ける権利が著しく制約されることになる」と危ぶんでいます。

入管庁は、昨年から入国から出国までの対応を厳格にする「不法滞在者ゼロプラン」を開始しており、高市政権が1月に刷新した外国人政策の基本方針でもゼロプランの「強力な推進」を明記しています。

入管庁は2025年、退去強制処分が出ても出国や送還を拒んでいる人を係員同行で帰国させる「護送官つき国費送還」で強制送還されたのは318人で、前年に比べ69人増え過去最多となったと発表しています。その中には日本で育った子が送還されたり、親子が離ればなれになったりする事例も起きています。

今回、入管庁との協議にも関わった日弁連人権委員会の滑川和也弁護士は「政府が送還を促進する中、国内で司法の救済を受ける最後の機会を保障する手段として、弁護士通知の意義は高まっていた」と指摘し、入管庁が指摘する「逃亡」との因果関係も不明だとして、協議の継続を求めています。

外国人問題に取り組んでいる児玉晃一弁護士は、「一部の弁護人の行為や所在不明事案で、制度自体を廃止するのは理屈が通らない。本来は、法律やルールで規則化されるべき制度だ。後退は考えられない。入管庁は裁判を受ける権利の重要性を理解していない」と訴えています。

難民認定審査の拙速化進む

「ゼロプラン」の推進の影響は、難民認定の審査の現場にも及んでいます。国際的には難民認定申請中は強制送還しないのが大原則ですが、24年6月施行

の改正入管法で、難民認定申請中であっても3回目以降の難民認定申請中の人を送還対象にする「例外規定」が設けられました。これにより、難民認定審査を早めて送還を増やし、「不法滞在者」を減らそうとする動きが顕著になっています。

入管庁によると、25年の難民審査の振り分けにおいて、「難民条約上の迫害に明らかに該当しない案件」(B案件)が全体の14%にあたる1,615件となり、前年の80件の20倍に上りました。B案件に振り分けられると、聞き取り調査なしで不認定とされることが多く、難民申請中に付与される特定活動の在留

資格も出されません。

認定法人「難民支援協会」は3月27日、B案件の急増について、「個別の事情を考慮せず拙速な分類が行われている懸念が強い」とする声明を出しました。同協会の生田志織さんは「ゼロプランのもと、保護が必要な人の難民申請が不認定とされる恐れがこれまで以上に高まっている。判断基準が不透明なので、審査の妥当性も検証できない」と述べています。

(主な参考資料 2026年1月29日東京新聞、同毎日新聞、同読売新聞、1月31日、3月29日朝日新聞)

後見制度利用者の警備業除外は「違憲」、 国の賠償責任は否定 一最高裁

成 年後見制度の利用者の就業を制限した旧警備業法の「欠格条項」の違憲性をめぐる訴訟の上告審で、最高裁大法廷(裁判長・今崎幸彦長官)は2月18日、この条項が職業選択の自由を保障する憲法22条などに違反し「違憲」とする初判断を示しました。最高裁が法令を違憲であると判断したのは、障害者に不妊手術を強制した旧優生保護法をめぐる2024年7月の判決以来、戦後14例目です。

一方、地裁、高裁が認めていた国に対する賠償請求は「国会が長期にわたり立法措置を怠ったとはいえない」として棄却しました。裁判官15人のうち今崎長官ら10人の意見。三浦守裁判官ら5人は「国に賠償責任がある」とする反対意見をつけました。

🍀 一律に就業から排除する欠格条項は違憲

原告の岐阜県の30代男性は軽度の知的障害があり、14年から警備会社で交通誘導などの仕事をしていました。男性は財産管理のため、17年に成年後見制度の「保佐人」をつけたところ、欠格条項によって退職を余儀なくされました。

男性は18年、この条項が違憲だとして国に損害賠償を求めて提訴。21年10月の一審岐阜地裁判決は条項を違憲とし、国に10万円の賠償を命じました。22年11月の二審・名古屋高裁判決も違憲と判断し、賠償額を50万円に増額しました。

欠格条項は警備業法のほか国家公務員法など約180の法律にありましたが、19年の改正でまとめて削除されました。

最高裁大法廷はまず、欠格条項が設けられた1982年当時の知見では「相応の合理性があった」と認定した上、その後の国連の障害者権利条約批准(2014年)や障害者差別解消法(16年)など一連の動きが相まって社会や国民の意識が変化し、「障害を理由とする差別が禁止されるべきとする考え方が確立した」と指摘しました。その上で、遅くとも男性が警備会社を退職した17年3月までには、この条項によって一律に警備業務から排除される不利益は「看過しがたいものとなっていた」とし、憲法が保障する「職業選択の自由」「法の下での平等」に反していたとの判断を示しました。

一方、その時点において欠格条項について憲法上の問題を指摘する学説はほとんどなかったと指摘し、国会が長期間にわたって法改正を怠ったとはいえないとして、国の賠償責任は否定しました。

最高裁の違憲判断に対し、原告の男性は「うれしい」と受けとめたものの、一・二審が認めた国の賠償責任が退けられた点は「国会は放置せずもっと早く(法律を)変えて欲しかった」と述べました。

弁護団長の内川恵一弁護士は「一人の青年が一生懸命に生きてきたのに、法律の一条項が簡単に人生を壊してしまった。国会が長期間、問題を放置したといわざるを得ない。裁判官は国会議員サイドに立ちすぎている」と批判しました。

5人の反対意見のうちの検察官出身の三浦守裁判官は、欠格条項の見直しが「あまりに遅きに失した」と批判。24年に大法廷が違憲と判断した旧優生保護法

にも言及し、欠格条項の問題について「国会や政府が障害者への誤った認識に基づく違法な政策を続けてきたという歴史が重なっている」と述べています。

学習院大学の尾形健教授（憲法）は、「障害がある人の権利の制約が憲法問題として捉えられ、最高裁が『違憲』とした意義は大きい。一方、一、二審判決がいずれも国の賠償責任を認め、こうした『欠格条項を置くべきでない』という強いメッセージを出したのに対し、多数意見は慎重に判断して限定的な部分で違憲判断をした印象だ。障害のある人の権利保障に関する国会への投げかけとしてはインパクトが弱まり、残念だ」と述べています。

欠格条項を長年放置した責任は極めて重いものがあり、賠償命令に踏み込むべきであったといわざるを得ません。

欠格条項は医師の資格、運転免許など国の幅広い

制度に設けられ、障害者や成年後見制度の利用者を門前払いしてきました。当事者の能力を個別に審査せず、「できない」「危険」と決めつけたのは差別だといわざるを得ません。

批判の高まりを受け、国は01年に障害者について、19年には成年後見利用者について、法律の欠格条項を削除し、規定を緩和する一括改正を進めましたが、その一方多くの法律に「心身の故障」など新たな欠格条項が導入され、障害を理由に排除する仕組みは温存されたままになっています。

国連障害者権利委員会は22年、日本に対し、「心身の故障」を理由とした欠格条項の廃止を勧告しています。国は障害者権利条約の精神にのっとり、欠格条項のさらなる見直しに取り組むべきです。

（主な参考資料 2026年2月19日朝日新聞、同東京新聞、同毎日新聞、同読売新聞）

再雇用、大幅減給は「不合理」一名古屋高裁差し戻し審

定年退職後の再雇用を巡り、正職員と嘱託職員の仕事内容が同じなのに基本給などの賃金を大幅に引き下げられたのは不当だとし、名古屋自動車学校（名古屋市）の教習指導員であった元嘱託職員の男性2名が差額分などの支払いを求めた訴訟の差し戻し審で、名古屋高裁（片田信宏裁判長）は2月26日、「正職員の基本給は職務給としての性質が大きい割合を占め、嘱託職員と同質だ」として格差は不合理だとし、自動車学校側に差額分の一部を支払うよう命じる判決を示しました。

この事件は、名古屋自動車学校の元教習指導員2名が2016年に定年退職となり嘱託職員として再雇用されたものの、仕事の内容や責任の範囲が定年前と変わらないにもかかわらず、基本給が5割以上引き下げられたのは不合理な待遇格差を禁じた労働契約法旧20条に違反するとして提訴したものです。会社側は「基本給は好不況や業績などを総合して決めており、正職員との違いは違法でない」と主張していました。原告2人の基本給は、定年前の約16～18万円から、約7万～8万円に減額されたものです。

一審の名古屋地裁は、男性らの基本給が将来に備えて抑制的に金額が定められる若手職員よりも下回

ることを問題視し、定年前と同じ業務内容でありながら基本給が定年時の60%を下回ることは、正規職員と嘱託職員など非正規労働者の間での不合理な差をつけることを禁じた労働契約法旧第20条に違反すると指摘しました。また、生活保障の観点や、再雇用の際に賃金に関する労使の合意がなかったこと、嘱託職員への一時金が正職員の賞与を大幅に下回ることなどを踏まえ、教習の時間数に応じた手当などの減額についても不合理と認め、計625万円の支払いを命じる判断を示し、二審名古屋高裁もこれを支持しました。

最高裁第一小法廷は23年7月、基本給の格差が不合理かどうかの判断にあたっては、「性質や目的を踏まえて検討すべきだ」とし、嘱託職員の基本給は「正職員とは異なる性質や支給目的がある」とし、地・高裁の判断にはそれらの詳細な検討がなされていないとして審理を差し戻す判断を示していました。

差し戻し審で片田信宏裁判長は、有期雇用である嘱託職員の基本給には年功的性格は認められないとする一方、正職員の基本給については年功的性格や職能など複合的な要素が含まれると指摘しました。これを踏まえ、教習指導員については基本給額のば

らつきが事務員に比べて小さいことなどから、基本給には教習指導という仕事内容に対する職務給としての性質の割合が高く、嘱託職員の基本給も「同質だといえる」とし、同じ教習指導を行う若手職員を大きく下回することは「不合理性を基礎づける」と判示しました。その上で、不合理となる水準は、「事情を総合した」として、原告の一人に対し10万円（定年時の約55%）、もう一人に対し9万5千円（同約57%）としました。

一審・二審判決は不合理となる基準を定年時の60%を基準としていましたが、今回は約55%～57%としたものです。

原告側代理人の中谷雄二弁護士は「基本給は職務給的性格が強いと認定したもので、かなり前進した

認定だ」と評価しつつ、「（不合理となる線引きが55～57%とする）基本給の算出方法も疑問だ」とし、上告する意向を示しました。

水町勇一郎・早稲田大学教授は、「これまでの裁判例にはない判断で、画期的な判決だ。基本給の目的や性質を検討したうえで、職務給の部分が大きいと判断し、賞与についても同率で払えと判断している。労使交渉の経緯も検討し、使用者側の態度に問題があるとして、判断の根拠にした点も特徴だ。今回の判決によって、実務上は『4割』を超えて下げるのは駄目だという認識が広がるのではないかと述べています。

（主な参考資料 2026年2月27日朝日新聞、同毎日新聞）

大河原化工機、冤罪で遺族が裁判官の責任問う、「人質司法」の改善求める

2020年3月、警視庁が生物兵器の製造に転用できる「噴霧器」を国の許可を得ずに中国に販売していたとして大河原化工機の社長ら3人を逮捕し、その後地検が容疑を立証できないとして起訴を取り下げた事件で、保釈が認められないまま胃がんで死亡した同社顧問の相澤静夫さんの遺族が、逮捕や勾留を認め、保釈請求を退け続けた裁判官37人の判断は違法だとして4月6日、東京地裁に提訴しました。

この事件では同社の噴霧器が殺菌性能がないにもかかわらず、輸出要件の一つである殺菌性能があるとした独自の解釈により警視庁公安部が逮捕したもので、事件の捏造が認められ、東京高裁は2025年5月、都と国に1億6,600万円の賠償の支払いを命じていました。

この事件では警視庁や警察庁、最高検は同年8月に捜査の検証報告書を公表し、警視庁や検察の各幹部が相澤さんの遺族に謝罪した一方、裁判所は身体拘束を認めた判断を検証していません。裁判所が検証を避けているのは、被告の身体拘束について裁判官の判断の過程を明らかにし、その判断の適否を論評すれば他の裁判官の実務に影響する可能性があり、そうなると憲法が保障する「裁判官の独立」を脅か

しかねないからだとみられます。最高裁は1982年の判決で、裁判官の判断について賠償責任が認められるのは「違法又は不当な目的で裁判をした」場合などに限られるとする基準を示していますが、遺族側は訴状で、身体拘束の判断は公開法廷で行われる証拠調べなどの手続きがないため、この基準は適用できないと指摘し、国家権力により突然身体を奪われるのは「回復が不可能な権利侵害」であり、違法性を認めるのに厳しすぎるハードルを設けると救済手段を奪われる、と訴えています。

保釈を認めないまま、有罪が確定する前に長期にわたり身体を拘束する手法は「人質司法」として強い批判がありますが、今回の訴えは裁判官も検察の主張に引きずられ、逃亡や証拠隠滅の恐れがないにもかかわらず安易に身体拘束を許している現状を強く批判するものです。

相嶋さんの長男は会見で、「裁判所だけ、ミスがあれば検証して次につなげる『PDCAサイクル』が回っていない。私達が声をあげなかったら同じことが繰り返される」と指摘しています。

（主な参考資料 2026年4月7日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞）

Focus

法律扶助とデジタル化 — 平等への課題

大石 哲夫

コロナ・パンデミックとデジタル化の急進展

2020年のコロナ・パンデミックは人々の社会的活動に重大な制約を課す一方で、情報・サービスに対するリモート・アクセスを一気に促進しました。司法手続きでもオンラインによる審理が進み、日本でも24年には民事訴訟の当事者双方が裁判所を訪れなくてもウェブ会議システムを使って口頭弁論を開ける仕組みが始まり、本年5月には訴訟の代理人となる弁護士・司法書士には訴状や準備書面などのオンライン提出が義務付けられます。

22年にオープンAIがChatGPTを開発したのをはじめ、生成AIによる情報が社会生活の隅々まで行き渡るようになりました。専門的な法律業務を効率化する「リーガルテック」も広がりつつあります。

デジタル化は一般に社会生活の利便性を促進し、人々とコミュニティの福利を向上させるものとして受け取られています。事実、情報やサービスへのデジタルなアクセスは日常生活の在り方を大きく変えています。

ただ、司法アクセス、特に法律扶助サービスでは、デジタル化の推進は大きな課題をもたらすといわれます。法律扶助を受けようとする人々は司法サービスを取得するための資力に乏しいだけでなく、住宅、家庭、子ども、雇用、社会福祉など様々な問題を抱えている上に、デジタルな情報にアクセスする上で

も様々なハンディキャップを抱えています。

低所得者が直面するデジタル・バリアー

デジタルの平等を実現するプロジェクト(Achieving Digital Equity, ADE)として実施されたカナダのブリティッシュ・コロンビア州(B.C.州)の調査によると、低所得世帯の44%、特に低所得な世帯の53%はインターネット利用の上で1つ以上のバリアー(障害)に直面していたのに対し、中・高所得世帯ではこの割合は18%にとどまっていました。低所得世帯が抱えるバリアーは、アクセス(コスト、デバイスがない、信頼できないインターネット)、デジタル・スキル(限られた知識、困難なタスク)、信頼性(プライバシーの懸念、個人的情報にかかる信頼性)、健康・能力(情緒、メンタルヘルス又は身体的コンディション)、学習・リテラシー・言語など多岐にわたり、それらはいずれも中・高所得世帯の割合を大きく上回っていました。

デジタル・スキルの向上の主たるバリアーとなるのは、適切な機器とホーム・インターネットの欠如、定期的で支援されたテクノロジーの欠如でした。その結果、高等教育を受け、より裕福で、退職前にコンピュータを使い慣れた人はデジタル・タスクに気軽さを示していたのに対し、低所得者ではオンラインへの興味、スキル、自信、信頼は低くなっています。

インターネット利用上のバリアー (低所得世帯が抱えるバリアー)

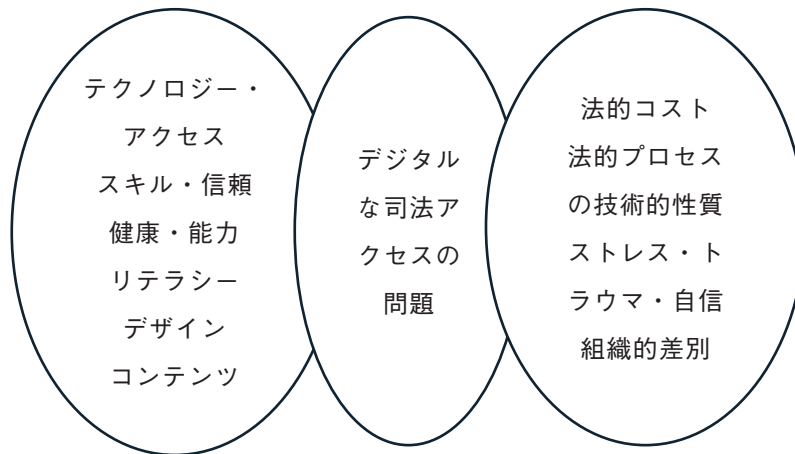
| バリアー | 内容 | 低所得世帯 | 中・高所得世帯 |
|------------------|---------------------------|-------|---------|
| アクセスのバリアー | コスト、デバイスがない、信頼できないインターネット | 30% | 11% |
| デジタル・スキルのバリアー | 限られた知識、困難なタスク | 23% | 5% |
| 信頼性のバリアー | プライバシーの懸念、個人的情報に入る信頼性 | 20% | 9% |
| 健康・能力のバリアー | 情緒的/メンタルヘルス又は身体的コンディション | 13% | 2% |
| 学習/リテラシー/言語のバリアー | 読む/学ぶ又は言語の問題 | 6% | 1% |

(Achieving Digital Equity in Access to Justice p2 より作成)

デジタルの平等性と司法アクセス

デジタルの平等性の問題

司法アクセスの問題



(Achieving Digital Equity in Access to justice P3 より作成)

また高齢者、認知能力に問題のある人、盲目などの身体障がい者、メンタルヘルスに問題のある人などはデジタルの経験に困難があり、新着の移民と難民は言語上のバリエーションを抱えていました。

法的なデジタル・アクセスという点では、法的システムとプロセスの複雑性、法律用語の難解であることなどからくる混乱があり、法的問題を抱えた多くの人は非常なストレスや情緒不安定など、援助にたどり着く前から大きな困難に出会っていました。デジタル・バリエーションと法的バリエーションはダブル・セットを構成し、それらは援助を求める前、オンラインでの調査、そしてデジタル・リソースを利用している間続いていました。

1対1の人的援助の重要性

人々が出会うこうした困難に対処するために、調査は中間的な介在者（コミュニティ・ワーカー、援助組織のスタッフ、ボランティアなど）の果たす役割の重要性を指摘しています。B.C.州の住民の多くは、オンラインでの法的援助を得られたとしても、やはり助言者からの援助を求めるとしています。コミュニティ・ワーカーへの調査では、法的知識を持っている人からの1対1の援助は援助のタイプとして最も高くランクされ、デジタル・スキルを持っている人からの援助も高く評価されています。

調査では、1対1の援助は、援助を求める人に共感し、トラウマを理解し、テクノロジーへのアクセス

への安心を提供する上でも最も効果的な方法とされています。コミュニティ・ワーカーは、法律用語の読み方と理解の援助、テクノロジーによる援助、心情的支援と安心を提供するなどの広範な活動をしており、高齢者、メンタルヘルスに問題のある人、DV被害者、リテラシーに問題のある人、組織的な差別を受けている人にとっては特に重要であるとされました。オンラインによる援助はこうした1対1の人的援助に代わるものではなく、相互に補足・代替するものとして位置づけられています。

デジタル・デバイドはもはやテクノロジーへの物理的アクセスではなく、テクノロジーの利用に関するものであり、それは社会的・文化的・物理的リソースとともに動機、スキル及びテクノロジーを利用する機会にかかわるものであり、テクノロジーへの平等なアクセスを保障する政策的、法制的、技術的対策を求めるものとされています。

デジタル・ツールのデザインの問題 —人間中心のアプローチ

デジタル化は必ずしも人々の平等な司法アクセスを推進するものではなく、法的システムをたどる困難にデジタル・デバイドという形でもう一つの困難を加えかねない要素も持っています。そこでこうした負の側面を極力縮小し、可能な限りアクセスが容易で安全なデジタルを目指すことが求められますが、そのための一つの視点として、デジタル・ツールの

開発にそのサービスの受益者をはじめから参加させてデザインするという手法が提起されています。人間中心（human-centred）のデザインと呼ばれています。

これまでの司法アクセスにおけるデジタル・ツールの開発は制度を運営する組織と司法サービスの提供者である法律専門家の観点からなされ、その目的とする制度の利用者の経験を反映してこなかったという指摘があります。人間中心のデザインは、ある問題によって最も困難を経験している人々の生きた経験をデザインの中心に置くものであり、デザインはそれらがサービスしようとする人々への深い理解により考察される場合に最良の解決をもたらすという理念に基づきなされるもので、

1. 人間中心…利用者の生きた経験、好み、抱えている束縛を優先する
2. 真の問題解決…問題の真の原因に近づくために、表に現れた徴候の下にあるものを探求する
3. システムの中で考える…システムの他の部門が相互に与える影響を考える
4. 小規模のものから始め、繰り返す…迅速にテストし、利用者から学び、大規模化の前に繰り返す

ものとされます。

こうしたアプローチはデジタル・ツールの利用者、とりわけ法律扶助の利用者の経験などを最大限にデザインに採り入れるもので、デザインの当初からチームの一員として参加を求めたり、インタビューや調査を繰り返していくものです。この手法は多くの人の参加を求め、丁寧な繰り返しの検討がなされるために、かなりの資源（資金と参加者の時間など）を必要としますが、少なくとも作られたツールが利用されなかったり、予期しない有害な結果をもたらすリスクは避けられることになるでしょう。

法律扶助におけるデジタルの役割

法律扶助では、サービスを求め、受けるクライアント、サービスを提供する法律専門家、サービス組織のスタッフなどがデジタル化に関係しますが、何といっても最も重要なのは法律扶助を求める人々に、いかにして適切な情報を伝え、サービスに導くかです。法律扶助を必要とする人はまず自分の抱えている問題が法的なものか、解決が必要なものかを知るこ

とから始めなければならず、ここでは人々はかつて法的ニーズ調査で「助言の迷路」と言われたと同様の困難に出会います。各国のデジタルな法律扶助情報はしばしば政府、弁護士会、非営利組織のサイトに分散しており、法律扶助を提供する組織のサイトに迅速・正確にたどり着くための工夫が必要です。

次に、申込者が法律扶助を得る資格があるかどうかの判断は問題の法的内容が個別に判断されなければなりません。そのためには勝訴の見込み判断などができる程度までのコミュニケーションが必要であり、書式への記入など、複雑な作業が求められます。この過程でチャット・ボットを導入することも増えており、法テラスも情報提供業務の一部に導入していますが、調査によると、チャット・ボットは法律専門家の観点からの質問をすることが多すぎるといった評価もあるようです。なお一部の国（カナダ、フィンランドなど）では法律扶助を希望する人からのオンラインでの申し込みを受け付けています。

事件管理には受任者と援助組織が情報を共有するソフトが使われますが、イギリス（イングランド・ウェールズ）では法律扶助の実施機関（Legal Aid Agency）が導入した事件管理システムは受任者にとって大きな負担となるものとして受任者から不評を買っています。受任者にとって使いやすく、報酬の算定を含む事件管理にとって適切な事件管理システムの確保はかなりの困難を伴うものになります。

AI 利用の課題

AI（人工知能）、特に生成 AI は今やデジタルの先端機器として社会生活に行き渡っています。AI は大規模言語モデル、チャット・ボット、そして予測的アルゴリズムを通じて、法的プロセスをより効果的にし、法的文書の作成、セルフ・ヘルプのリソース、法的プロセスの迅速化を支援します。チャット・ボットは法的質問によりガイドし、書式の記入を援助し、法律扶助への基礎的なアクセスを増進するものとされます。また AI ツールによる多言語の支援は、ネイティブでない言葉を話す人の法律扶助へのアクセスを助けるとされます。組織の内部では予測的分析が事件管理を強化し、法律扶助の提供者が法的結果を評価することを助けるとされます。

しかし生成 AI にはよく知られているようにいくつかの問題があります。その第一のものとして、AI

の導入、管理、維持には膨大な費用が必要であり、導入する組織は初期だけでなく継続的な投資が求められます。オープン・ソースのAIモデル（ChatGPTなど）を利用すれば当初のコストは減らせますが、効果的に機能させるための技術的な専門性と継続的な最適化が求められます。またAIシステムの透明性、品質及び倫理的な実施のために、導入組織は専任化されたデータ・オフィサーなどの配置が求められます。

法律扶助にAIを配備する上での大きな課題は、AIシステムにある偏向とされます。AIは現存するデータ・セットにより訓練されますが、固有の偏向によってクライアントを不公平に扱うことがあり、AIモデルの中には一定の民族グループを過酷に評価し、不平等を促進させるものがあるとされます。またAIが法的助言を提供したり、援助決定に影響を与える場合に、そのエラーや有害性について誰に責任があるかが不明確になるとされます。それはAI開発者にあるのか？、システムを利用する組織か？、あるいはAI

に頼った法律専門家か？、などです。こうした問題に対処するためには、AIの利用に責任を負わせるための規則化と倫理的ガイドラインを設けることが必要とされます。偏向と責任のリスクを軽減するために、AIシステムは透明で、説明できるものである必要があります。定期的監査とデータのトレーニングも不可欠です。

司法アクセス、法律扶助へのアクセスにおけるデジタル化はこれからも一層進み、市民とコミュニティの福利と発展を促進するものになるでしょう。そのために、人とデジタルによる支援の適切な組み合わせが益々求められることとなります。

(おおいし てつお・理事)

【主な参考資料】

Kate M. Murray, *Achieving Digital Equity in Access to Justice*, 2021

編集後記

Editor's notes

- ◇ 再審制度の見直しでは再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止が焦点の一つとなっています。袴田事件をはじめ、再審手続き遅延の大きな原因であった検察官の不服申し立てを残存させようとする試みには、これまでの捜査・司法機関の誤った活動への反省は見られません。
- ◇ 永年にわたり霊感商法や寄付の強制を続けてきた旧統一教会の解散・清算手続きがようやくはじまりました。膨大な被害の陰に、教団と癒着し、その違法な活動を支えた多くの政治家の活動があったことを忘れてはなりません。
- ◇ アメリカによるイラン指導部の大量殺害は国際法に反し、戦争犯罪の疑いの濃いものです。日本政府が永年にわたり掲げてきた「法の支配」はどこへ行ったのでしょうか。
- ◇ 安保3文書の改訂、武器輸出の拡大、敵基地攻撃能力を持つミサイルの配備など、高市内閣のもとで防衛施策の強化が進んでいます。「専守防衛」の理念が形骸化していくことが危ぶまれます。
- ◇ 司法アクセス推進協会へのお問い合わせやご意見は、shihouaccess.suishin@gmail.com にお寄せください。